

静岡県告示第605号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年10月13日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月13日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士清水線	沼津市大岡字山神道52番の1から 駿東郡清水町長沢字上川下90番の2まで	令和5年10月16日 午後3時